

議会運営委員会行政視察報告書

1 視察期間

平成28年7月26日から平成28年7月27日まで 2日間

2 視察都市

- (1) 栃木県栃木市
- (2) 東京都町田市

3 参加者

寺田幹根委員長、絹村和弘委員、加藤文重委員、川崎和子委員、稲垣あや子委員、
岡 實委員、山田安邦委員、加藤治吉議長、鈴木喜文副議長
随 行：飯田剛典事務局長、神谷英雄議事係長

4 視察事項 【 議会改革・活性化の取り組みについて 】

栃木県栃木市

(1) 議会基本条例の検証の実施について

検証体制及び検証方法

検証後の取り組み

(2) 議会傍聴機会の拡大に向けた取り組みについて

議会傍聴規則

議場の環境整備（バリアフリー化等）

「移動常任委員会」、市民と議員との「フリートーク」

「議会チラシ」の新聞折り込み

東京都町田市

(1) 議会傍聴機会の拡大に向けた取り組みについて

議会傍聴規則

議場の環境整備（バリアフリー化等）

議会傍聴啓発用パンフレット・ポスターの作成

(2) 本会議・委員会へのパソコン持ち込み・タブレット端末の導入について

導入の経緯・目的

使用基準（どこまでの機能を持たせているか）

5 考察

次のとおり

栃木市 人口：159,936人・面積：331.50km²（平成28年4月1日現在）

(1) 議会基本条例の検証の実施について

検証体制及び検証方法

検証については、議会基本条例達成状況検証実施要領が定められており、検証体制は7名で構成される議会運営委員会を基本とした。なお、正副議長はオブザーバーとして出席し、委員長の許可を得て発言できるが、採決には加われない。

検証方法は、全条項について一条一項ずつ行い、独自の検証シートを使って3段階で評価し、評価に際しては、その検証の内容や理由等を記載することとした。

以上の要領により、議会運営委員会において平成26年12月より平成27年9月までに計10回の会議を重ね、議会基本条例に規定された各条文がその目的に合致しているかや、議会活動が目的を達成するための活動になっているのかについて活発な意見交換を行った。この中で、意見が分かれた条文等の検証については、必要に応じて会派に持ち帰るなどして熟議を重ね、委員全員の総意として委員会の評価を導き出し、平成27年9月に検証結果報告書が策定された。

検証後の取り組み

検証の結果は、市ホームページや議会だよりにより市民への周知を図り、条例改正の必要がない場合でも、議会報告会によって市民の意見を聞くこととされているが、残念ながら市民からの反応・関心は薄かったとのことである。

また、条例改正の必要が生じた場合は、市民説明会又はパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取する場を設けることとなっている。

(2) 議会傍聴機会の拡大に向けた取り組みについて

議会傍聴規則

磐田市議会傍聴規則と比較し、特記すべき内容は以下のとおり。

傍聴席は、定員49人の一般席と報道関係者席に明確に分けられていること。住所・氏名を記入する傍聴人受付簿は、プライバシーを考慮し個票のカードに変更されていること。傍聴の年齢制限はないこと。

議場の環境整備（バリアフリー化等）

多くの議場がそうであるように、会議スペースと傍聴スペースのフロアには相当の高低差があり、傍聴者と議員・当局の出入口も異なっている。当市に比べると傍聴席のスペースにも余裕がある。また、車椅子のまま傍聴できる思いやりスペースや、耳掛け型イヤホン等も整備されている。

ただ、傍聴者の本人確認は特にされていないことから、十分なセキュリティが確保されているとはいえない。

「移動常任委員会」、市民と議員との「フリートーク」

移動常任委員会は平成22年から平成26年まで実施したが、傍聴者が予想より少な

かったため現在は実施していないとのことである。

フリートークは議会報告会において実施しており、報告会全体の半分を占める45分間の時間を確保し、参加者を10人程度のグループに分け、そこに進行役と書記として議員が入り、フリーテーマで意見交換を行い、最後にグループ毎にその内容を発表する。

このフリートークにおける市民からの意見は、できるだけその場において解決することとされているが、後日回答となる場合もある。また、このうち特に参考とすべき事項については、提言書にまとめられ執行部へ提出される。

「議会チラシ」の新聞折り込み

議会チラシは、定例会日程や一般質問の質問順、議員名・質問要旨が記載されており、定例会ごとに市内全域の約5万5千部の新聞に折り込まれている。

これは平成22年6月から現在に至るまで続いている。

(3) 考察

議会基本条例の検証については、議会運営委員会を基本としながら細部にわたって検証を行い、会派への持ち帰りなども経ながら総意としての評価を導き出した点に注目すべきと考える。なぜならば、各種政策などへの見解とは異なり、議会基本条例に対しては議員個々の意見に大きな懸隔が生じる余地はないと思われるが、いざ「総意」を取りまとめる段になると決して容易ではないと推察できるからである。栃木市は、この検証結果報告書において5項目の付言事項を挙げているが、その5番目には、条例検証の時期について、現状は「一般選挙後、できるだけ速やかに」とされているものを、今後は「一般選挙前に」検証し、「検証結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐものとする」という提案を記載している。これは真摯に検証作業を経た上での感懐と思う。

議会傍聴の関係では、いかなる自治体においても今後は特にセキュリティへの対応を意識する必要があるのではないかと感じる。不測の事態を防ぐため、高額な費用が発生するものは別としても、現時点で考えられる対策を検討すべき時期ではないだろうか。

また、「フリートーク」については、本市議会の議会報告会においても導入することで、発言者の偏り解消や発言の活発化につながるのではないかとと思われる。導入に向けて議論すべきではないだろうか。

さらに、「議会チラシ」についても、定例会毎という頻度および折り込み枚数から相当の費用はかかるだろうが、一度検討してみる価値はあると感じる。

なお、上記以外にも栃木市議会においては、正副議長選挙に係る所信表明会（平成24年より）、政治倫理条例の制定（平成25年）、電子表決システムの導入（平成26年）、政策研究会の設置（平成27）、タブレットの導入（平成28年5月）など、

さまざまな取り組みが行われている。これらの点についても、人口や財政規模が近似している本市として参考にすべきではないかと思われる。

町田市 人口：427,180人・面積：71.80km²（平成28年4月1日現在）

(1) 議会傍聴機会の拡大に向けた取り組みについて

議会傍聴規則

磐田市議会傍聴規則と比較し、特記すべき内容は以下のとおり。

本会議場の傍聴席は、定員82人の一般席（車椅子使用者等席含む）と報道関係者席に明確に分けられており、さらに親子傍聴室が設けられている。また、4室ある委員会室にも各30人分の傍聴席が設けられている。なお、傍聴人受付簿は廃止し、先着順とされる傍聴券の交付のみとなっている。

さらに平成28年度からは、手話通訳者と要約筆記者の派遣のための予算が計上された。

議場の環境整備（バリアフリー化等）

庁舎が平成24年竣工と新しく、議場には議員ごとの表決結果表示機能（賛成、反対のみで、棄権表示はなし）や、発言ボタンのON・OFFに連動した発言者自動映写機能など、最新の機能が整備されている。

また、傍聴席へは専用の出入口からの入場となり、議場フロアとは2 m近くの高差があり、車椅子等にも対応するバリアフリー仕様である。なお、議場との高低差については、「都下等近隣の自治体においては、近年は議場と傍聴席の高低差を減らしてゆく傾向にあるが、町田市では、多くの請願提出に伴う団体傍聴等が頻繁なため、傍聴者の議場進入やトラブルを避けるため、意識して高低差をつけた」とのことである。

議会傍聴啓発用パンフレット・ポスターの作成

傍聴を啓発するため、平成22年12月定例会から町内会・自治会に対して、回覧板を利用したパンフレット『町田市議会を傍聴しに行こう』を配布している。

また、『市議会を開きます』ポスターは、平成22年9月定例会から市民バスに掲出していたが、新たにコミュニティバスにも掲出を開始し、平成27年には市内の民間路線バスにも無料で掲出してもらっている。これは、広告スペースが空いている時に貼ってもらう条件となっているが、神奈川中央交通が100台分、小田急バスで70台分の車両があるため、相当なアピール力があるものと考えられる。

(2) 本会議・委員会へのパソコン持ち込み・タブレット端末の導入について

導入の経緯・目的

経緯としては、まず、平成23年12月定例会から、個人持ちの電卓、電子辞書の持ち込みを可能とした。

さらに、平成24年7月の新庁舎への移転後、8月から本会議場へ、9月から委員会室へのパソコンの持ち込みを試行してきた。

その後、平成26年9月定例会から、委員会室へのパソコン持ち込みが本格導入となったが、原則として外部接続は行わないこととされ、本会議場への持ち込みについては引き続き試行とした。

以上の経過をたどった後、平成27年12月の議会運営委員会において、「平成28年6月にタブレットを配付、9月議会で試行、12月議会で本稼働の方向で決定。また、議員及び職員の本会議場、委員会室へのパソコンの持ち込みについては、9月議会におけるタブレット端末の試行時に、外部との接続を行うことを試行していく」と決定された。

目的としては、ペーパーレス化、職員の労務費の削減、情報の速達性、情報の共有化が挙げられているが、費用面での定量効果や、ツールとしての利便性等の定性効果もさまざまに期待できるとされている。

なお、基本的にペーパーレス化を目指す但、議員からの要望もあり、議案だけはデータだけでなく紙ベースでも配付する運用となっている。また、機器導入費や通信料等の利用料はすべて公費でまかない、政務活動費や議員個々において支出することはない。

使用基準（どこまでの機能を持たせているか）

『使用基準』において、本会議や常任委員会以外の会議でも使用が可能となっているが、大前提として、端末機の他人への貸与・譲渡は禁じられている。

会議以外で許可されている使用範囲は、議員活動における使用（市民への啓発活動や視察等における資料閲覧）、情報収集における使用（市ホームページや検索サイトの閲覧）、情報伝達における使用（議員相互及び市との交信等）である。

また、禁止事項は、個人情報並びに非公開の情報を公開すること、会議の録音又は録画、他者の迷惑となる行為等である。

現段階でタブレットに收藏される情報は、議案や関連データ、各種計画、例規集などであり、議員への連絡ツールや資料提供ツールとしても利用される。また、会議の効率化等に資するデータの強制表示機能も搭載されているが、資料への書き込み機能や出力機能は備えていない。

(3) 考察

町田市議会は、議会基本条例を未だ策定していない。また、議会報告会も実施されてはいないが、大都市圏にある自治体として特に不自然ではないだろう。

平成27年度における本会議の傍聴者は875人、委員会への傍聴者が307人と高い数字を示している。これは、啓発用のポスターやパンフレットの効果も大きい但、毎議会ごとに複数提出される請願に関連して、団体での傍聴が恒常化しているためも

あるとの説明だった。個人か団体かの別はともかく、本市としても、従来の静的な告知に加え、動的なアピールを検討すべきと考える。

ただし、町田市では傍聴券交付の際に本人確認や所持品検査はされておらず、セキュリティに不安が感じられるが、傍聴席と議場との高低差によって一定の対処をしたとのことである。

特定の自治体に限らず、今後は傍聴者の方への礼儀は保ちながら、ロッカーや荷物預かりなどを備えて、安全対策を図るべき時期ではないかと感じる。

町田市におけるパソコンやタブレット端末の持ち込み利用については、平成26年7月に議会運営委員会が先進地視察を実施した時点からスタートし、情報システム活用検討小委員会を立ち上げて進めてきた取り組みであり、平成28年度の前半である現在は試行段階とされており、慎重な進め方であると感じる。

ただ、今回の視察において実際にタブレットの操作も体験させていただいた中で、その利便性や同時性、迅速性を実感し、導入することで市当局や議会事務局の最終的な事務量の削減につながるものと感じられた。本来は、市当局との同時導入がコスト等の面でも望ましいと考えられるため、並行して当局への働きかけを行いながら、万が一、同時導入が不可能となった場合でも、本市議会としては、将来を見据えた早急な導入のため議論を深めて行くべきだろうと考える。

なお、ここで付言しておきたいのは議会事務局の体制である。町田市議会は、議員定数36名に対し事務局体制は17名。その内、調査係と法規係には各1名のプロパー職員がおり、その他にも、事務局長を含め、議会事務局在籍10年以上となる者が複数いるとのことである。このような陣容によって新しい町田市議会の取り組みが支えられているのであり、将来的に総業務量の削減が見込める施策であっても、当初においては担当部門の負荷は増すものであり、その意味において、現在の当市の事務局体制のまま、問題なくタブレット端末の導入が可能か否かは慎重に検証すべきと思う。